

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.321

2021.05.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office Co.,Ltd.

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 23<sup>rd</sup> Fl r , 253 Sukhumvit 21, Klongtoey Nua, Wattana, Bangkok  
10110, Thailand 地図

E-Mail : [siasia@loxinfo.co.th](mailto:siasia@loxinfo.co.th) (総合窓口、調査)

[patent@siasia.co.th](mailto:patent@siasia.co.th) (特許)

[design@siasia.co.th](mailto:design@siasia.co.th) (意匠)

[trademark@siasia.co.th](mailto:trademark@siasia.co.th) (商標)

S&IWebsite: <http://www.siasia.co.th/jp>

(取材編集協力) [有限会社 S&I JAPAN](#)、地図

〒107-0062 東京都港区南青山 3-8-6 ル・シエール青山 2 階

TEL : 03-3402-0013、FAX : 03-3402-0014

[siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp](mailto:siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp)

(担当 : 鈴木秀幹弁理士・井口文絵)

(待山秋影 (バンコク事務所))

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

～編集者より～

## 記事目次

### [タイ]

～タイ政府は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)の検討完了を急ぐ～

～初の地理的表示(GI)ショップが7月に開店する～

～タイ政府はファビピラビル国内生産のため、特許交渉を行う～

～タイ消費者評議会は、政府に対し、抗ウイルス薬の国内生産を支援するよう求める～

～医薬特許に対するタイムリミットが早まる～

～新型コロナウイルス撲滅のため、デジタル経済社会省(MDES)はファーウェイと協力する～

～タイ政府は、地理的表示(GI)登録を急ぐ～

～知的財産局(DIP)は新型コロナウイルス治療の特許出願を拒絶する～

～タイ政府薬事機構(GPO)のファビピラビル錠剤製造の障害が除去された／タイ政府薬事機構(GPO)は日本の製薬会社の特許申請拒絶後、ファビピラビルの製造を開始する～

～30億バツ以上を投資した外国企業15社が、4月に外国人事業法に基づく承認を得た～

～USTRは、タイを知的財産保護監視リストに掲載するが、政府の取り組みを評価する／米国は、その貿易"監視リスト"にタイを残す～

### [インドネシア]

～起業家 Ruben Onsu 氏は、商標登録の大切さに気付かされる～

～植物品種保護・農業許認可センターは、植物品種登録グループ及び植物品種保護検査官向けの突然変異育種に対するインハウストレーニングを開催する～

～著作権・産業意匠局(Directorate of Copyrights and Industrial Designs)局長は、舞踊家は自身の作品を保護しなければならないと述べる～

～インドネシア政府は特許保護の法的安定性提供のために特許法を改正する～

～アメリカは、インドネシアにおけるイノベーション及び経済生産性のために

1,159 億インドネシアルピアを供与する～

～ジョコ・ウィドド大統領の署名に伴い、公共サービスや営利企業は著作権ロイヤリティーを支払わなければならない～

～インドネシア政府規則第 56/2021 号は、アナログ・デジタル双方の歌曲及び音楽のロイヤリティーを規定する～

～インドネシア地方代表議会議長は、国内の植物品種の国際的な競争を望み、品種登録の必須審査項目を支持する～

～知的財産総局（DGIP）は、最適な知的財産保護のイメージを構築するための検索ツールを提供する～

～ヤマハ・オーディオミキサーの商標侵害の申し立てを受けた、知的財産総局（DGIP）のエンフォースメント～

～共同体知的財産の登録は、国家のアイデンティティーの証明であり、経済を改善する～

～知的財産総局（DGIP）総局長は、DGIP 専門職員の就任式を開催する～

## **[ベトナム]**

～科学技術省によると、地理的表示(GI)登録がベトナム商品の輸出を活性化する～

～e-コマース経由の商品取引に関する税関手続に、別の規則が提案される～

～ベトナムは、世界の人工知能の発展と足並みをそろえて事を進める～

～世界知的財産の日のためのキャンペーンが開催される～

～ベトナムは、今年、商品のトレーサビリティのための国家ポータルを設ける～

～英国 PwC の調査は、ベトナムの家族経営事業が、成長見通しに楽観的であると伝える～

～チャム島のツバメの巣が地理的表示(GI)登録される／ツバメの巣“Cu Lao Cham -Hoi An”に対する地理的表示(GI)保護～

## **[韓国]**

～サムスン電子は、約 500 件の技術を国内の中小企業に移転する～

## **[欧州]**

～欧州連合(EU)はワクチンに対する知的財産一時放棄を採用しない～

**[米国]**

～米国は新型コロナワクチン生産増強と知的財産権一時放棄の提案を支持するであらう～

～バイデン政権はワクチン特許保護の一時放棄を明言する～

**[世界]**

～新型コロナウイルスの知的財産権の共有～

**～事務所より～**

**(ホームページ更新のお知らせ)**

弊社ホームページを5月25日付けで更新しました。

<http://www.siasia.co.th/jp/> をご覧ください。

英語版、タイ語版もアップ致しました。

**(6月,7月の祝祭日のお知らせ)**

6月の祝祭日は3日です。7月の祝祭日は26、27、28日です。今後変更が予想されますので、事前に確認をお願いします。弊所は、その都度HPを通じてお伝え致します。現在、新型コロナウイルスによる特別な休暇はありません。 入国制限は依然厳しい状態が続いております。 事前に在日タイ大使館領事部、利用航空会社への確認をお勧めします。タイ到着後14日間、あるいは7日間指定ホテルでの隔離を強制（入国許可証を得るための必須条件としてホテルの予約証明が必要です）されており、及びタイ現地職場への復帰着任は、14日後となります。また、ワクチン接種後の隔離期間短縮も予想されていますので、事前にご確認ください。来タイ予定の方はご注意ください。

**(「知財管理」誌 Vol.71 No.5 に拙稿が掲載されました)**

2021年5月号に、「タイにおける特許・小特許裁判の概要と判決事例紹介」と題し、拙稿を掲載いたしました。是非、ご一読戴ければ幸甚です。

**(再信：S&I ニュースの新しい試みについて)**

2020年11月よりインドネシア記事及びベトナム記事におきましては、英語紙の情報量に限りがあるため、新たに現地ニュースを適宜獲得するために、現地紙での現地語をGoogle翻訳で英文化して、その抄録をお届け致します。そのヘッドラインと翻訳とが乖離する場合がありますので、ご了承ください。あくまで現在試験段階であることをご留意ください。

**(再信：タイ特許審査マニュアルの和訳について)**

ジェットロからの委託により、上記和訳が2020年3月末に完成致しました。つきましては、ジェットロのサイトから、是非、ご利用ください。JETROのホームページでは、

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/ip.html>

さらに、JETROのページにリンクを張る形で、JPOでのタイの欄にも掲載します。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>

このマニュアルには、特許、小特許を含む審査基準や実例が掲載されております。意匠については、このマニュアルには含まれておりませんので、ご注意ください。

**(更新9回目：ミャンマー情勢について)**

2月1日のクーデターにより、軍事政権となりましたが、オンライン出願が稼働しており、ソフトオープン期間の再出願は可能となっています。逐次状況が変わっておりますので、利用される方は、是非詳細を弊所(担当 加藤)までお尋ねください。現在の情勢につきましては、[弊所ホームページをご覧ください](#)。

(ミャンマー意匠法(日本語仮訳))

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-ishou.pdf>

(ミャンマー商標法 (日本語仮訳) )

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/myanmar-shouhyou.pdf>

(ミャンマー特許法 (日本語仮訳))

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws\\_201903.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws_201903.pdf)

### ～編集者より～

「日本は国難に遭遇している」と、多くの知財知識人からメールを戴いたのが、10年前の東日本大震災の時である。今のコロナ禍は、正にそれに匹敵する国難ではなからうか。トランプ前米国大統領は、「この死者数は戦争に匹敵する(Medical War)」 「戦時大統領 (Wartime President) 」と表現し、その危機感から一気にワクチン開発、接種への態勢を敷いてきた。マクロン仏大統領も「戦争」という語を多用していた。さて、日本はどうか。欧米諸国が「戦争」「戦時」という語を遣い、状況を表現したことに対し、日本では、「戦争」という表現に過剰な忌避感が知識人に生じたのではなからうか。つい最近、雑誌で作家の室井佑月氏は、「張り詰めたその思いは、張り詰めすぎて、今は伸びたゴムみたいになってしまった。」と、近況を表現している。正にその通りである。国会中継を眺めてみても、同じ発言を繰り返す政権幹部たちには恐らく国民は辟易しているのではなからうか。日本の危機感 はワクチン接種率同様に、世界標準からはるか遠く後方に位置している。「手段がなければ、発明しろ」とは、どこかで聞いたフレーズが頭に浮かんで来た。

「国家姿勢を国民に示すことが今のような国家危機に遭遇している時に、非常に力強いメッセージになるのだと感じる次第である。翻って見ると、今の日本の行政府から発しているメッセージには、その姿勢そして国民に語りかけるメッセージを全く感じられない。」と、前回の論稿で述べてみた。今月に入り、ワクチン特許停止のニュースが飛び込んできた。[「米、コロナワクチン特許の放棄を支持 バイデン大統領が表明」](#) (ロイター通信) ついに、特許停止を米国政府が提案していると報

じた。WHOの動きと呼応するように、この動きは、世界の国々から賛成の嵐を巻き起こしている。[\(WTOでの議論はジェットロ山田広樹氏のレポートに詳しい\)](#)日本経済新聞5月20日付けには、マレーシア首相が、[ワクチン特許放棄を支持する](#)記事が出ている。我々実務家にとっては、この方向性は、米国政権内で恐らく立法(大統領令を含む)する動きが出ているものと予想するとともに、特許を特定して無効とする新しい手続きを想定する。どの程度の範囲になるのか。周辺関連技術はどうなるのか。様々な疑問が湧いてくるが、私にとっては、この大きな動きは快哉である。ようやく特許制度が社会に対してどのように制御されるべきかを真摯に議論する機会が与えられたと思う。このように国家姿勢をはっきりと示して「知財制度をどうすべきか」「どのように適用されるべきか」を課題提起してくれることは、世界中の国々、いや国民にとって、安心感や安堵感が与えてくれる。

これに比較し、何故か沈黙を守っているのが、日本政府である。昨年G7で安倍首相が、パテントプールを提案したかに聞こえてきたが、その後の検討(進んでいることを期待したいが)結果によっては、「特許放棄という手段もあるが、権利者を守るためにプールとする政策のほうがよいのでは」と、反対というよりも改善提案をする良い機会と思うが、如何なものであろうか。最悪の日本政府の対処案は、「沈黙を守る」「米国とドイツとの議論を静観する」ということである。早く政策の姿勢を明らかにしてほしいものである。おそらく「特許無効としても、各国でワクチンが製造できるワケではないので、実態は変わらないのではないのか。得策はあるのか。」「周辺技術まで対象となるのは日本の製造業にとって不利では。」と、政府内部で議論されているのではないかと、邪推するが如何なものであろうか。私は、「その議論こそ正に問題だ」と指摘したい。何の役にも立たない、実社会とは乖離した特許制度なんて必要無いのではないかという議論に繋がっていくからである。辛口ではあるが、弱体化しつつある危惧制度とでも表現できるのではなかろうか。つい先ほど、中国の習近平国家主席も特許一時停止に米国政府に同調したとニュースが伝えている。特許制度を堅持したいのであれば、権利者を守りながら、特許放棄を迫りつつも社会に役立つより改善された制度をコロナ後でも良いから再度構

築する真の知恵と工夫がほしい。今後の議論の行方に注目したい。

タイでは、コロナ感染症への治療薬として注目されているアビガン特許（抗ウイルス剤ファビピラビル（出願人：富山化学、富士フィルム）について、タイでの出願は無効であるとタイ政府知的財産局長がタイメディアに発表した。

記事要約：タイ知的財産局が Covid 治療に係る特許出願を拒絶（5月6日付け）

タイ知的財産局(DIP)は、Covid-19 症状があまり出ていない患者に投与されている抗ウイルス剤ファビピラビル（アビガン）の特許出願を拒絶した。DIP の Vuttikrai Leewiraphan 局長は、製造業者による錠剤の特許出願は、1979 年特許法に基づく高度な発明ではないと判断した。出願人は追加書類の提出を認められたが、それでも特許を得るには至らなかったという。同局長は、如何なる者もタイにおけるファビピラビルの製造または販売の独占権を主張することはできず、タイの政府製薬機関、民間企業ともに自由に製造できると述べた。法律では、出願を拒絶された出願人は 60 日以内に同局の決定に対して不服を申し立てることができるが、申し立てをしなければ、この決定は法的に最終的なものとなる。

この出願は、アビガンの物質基本特許ではなく（タイでは基本特許の国際出願は国内移行されていないため、出願されていない）、錠剤に関する特許であるが、現在、GPO（タイ政府医薬品局）での国内製造を目指していて、それに伴い既存特許を精査している段階で、局長発言を行ったものである。特別な法規則に基づいたものではなく、あくまで現行特許法の手続きの中（残念ながら、出願人による日本との PPH を利用した審査への申請はなされていない。また、拒絶査定となったため改めでの PPH 申請はできない模様だ。当該出願は、EP 特許登録クレームと同一であるものの、何故 PPH を申請しなかったのか大いなる禍根が関係者に残ると思われる）で、進歩性欠如という結論で、拒絶査定としたというものである。これまでのタイ在住 20 年の経験で言うと、このようにタイ政府が「○○○○特許は無効である」と唐突に発表することは、度々あった。あくまでタイ国民世論へのアピールであり、審査は法律に基づいて続行されるものである。「このような発表は無謀ではないか」と、言われる方々がおられるかもしれないが、私は「むしろこのような発表こそ、

政府の姿勢を示すものだ」と、感じる次第だ。それほど国民世論は特許に関して敏感に反応しているのである。

是非に、このような世界中の国の「特許制度への反応そして期待」を身近に感じて戴き、「あるべき姿」を模索しつつ建設的な議論の中で世界に向けて日本政府及び関係者は積極的に発信して戴きたいものである。

## [タイ]

### ～タイ政府は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)の検討完了を急ぐ～

State rushes to complete studies on CPTPP pact

<https://www.bangkokpost.com/business/2099579/state-rushes-to-complete-studies-on-cptpp-pact>

アーコム・タムピッタヤーパイシット財務大臣は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership : CPTPP)の利害得失に関する検討を急ぐとともに、タイがCPTPPへの参加を決定した場合の影響を緩和するための将来の政策に取り組んでいる。アーコム大臣は、政府及び国営企業調達のCPTPP検討作業委員会委員長を務めており、完全な検討結果が承認を求めて、国際貿易政策委員会(International Trade Policy Committee)及び内閣に提出する、と述べた。先月、プラユット首相は、関連省庁に対し、政府がCPTPPに参加するかどうかを決定できるように、CPTPPの最終検討結果を4月半ばまでに提出するよう命じていた。2月5日に、国際貿易政策委員会委員長を務めるドーン・ポラマツトウィナイ副首相は、議会常設委員会の助言に従い、政府は全ての関連省庁が自身でより詳細な検討を実施する必要がある、と述べていた。農業分野に悪影響があるのではないかとの懸念の中、内閣は、CPTPP参加を熟考するため、2020年5月に、議会常設委員会を設置した。この常設委員会は昨年7月初めまでに、30日以内にその検討結果を提出する必要があったが、委員会は60日間の期間延長を求めていた。常

設委員会の検討結果は、CPTPPにより必要とされる、1991年の植物新品種保護国際同盟(International Union for the Protection of New Varieties of Plants, UPOV)にタイが加盟した場合、小規模農家に甚大な影響を与えるものであることを示していた。政府は、タイ植物品種及び生物多様性を保護するための法規則改正を急ぐことを求められていた。また、このような条約の影響を緩和するためのファンド創設は、影響を受けるすべての分野を網羅するためには不十分であると考えられている。

(2021年4月14日、バンコクポスト)

## [タイ]

### ～初の地理的表示(GI)ショップが7月に開店する～

First GI shop to open in July

<https://www.bangkokpost.com/business/2102387/first-gi-shop-to-open-in-july>

景気下降の中、販売者がその売り上げを改善するための支援の一環として、タイ全土の特産品に焦点を当てた、初の地理的表示(Geographical Indication : GI)ショップが、この7月にバンコクに開店する。国内及びアセアン市場においてGI商品の販売を促進し、その知的財産権を保護するために、知的財産局(Department of Intellectual Property : DIP)が、GIの考えを主導し、計画したものである。DIPのVuttikrai Leewiraphan局長は、DIPは初のGIショップを開店するため、パトゥムワン区のMBKモールとの覚書への署名を準備している、と述べた。GI商品の人々に普及するため、7月13日のGIショップ開業から5日間のセールにおいて、食料品の特売が行われる予定である。先月、DIPはチャイナート県のhom khao jek米、メーホンソーン県のタイガーストライプピーナツをGI商品として登録し、これによりタイ76県で136のGI商品が登録された。DIPの計画の下、オンライン及び店頭双方でのGI商品の普及宣伝と、主として内陸の村民である販売者がパンデミックを生き残るよう支援するため、新たな販売チャンネルとしてGIショップが設けられた。DIPによると、政府がGI商品振興を始めて以降、タイは360億

ドルを創出している。アセアン市場への GI 商品普及計画として、DIP はインドネシアでの GI 登録のために、トゥンクラローンハイ・ホムマリ米、及び、サンヨット・ムアンパッタルン米の 2 品種を選定した。GI ラベルを付したタイ商品は 30 か国超で認証されており、その中には、EU におけるトゥンクラローンハイ・ホムマリ米、サンヨット・ムアンパッタルン米、ドイトウン・コーヒー、ドイチャン・コーヒー、ベトナムにおけるイサーン特有のタイシルクヤーン、インド及びインドネシアにおけるランプーン・ブロケード・シルクが含まれている。また、3月1日に、DIP は中国の国家知識産権局 (China National Intellectual Property Administration) と、両国において GI 商品の知的財産権を保護するための覚書に署名した。これは、中国政府に対し、トゥンクラローンハイ・ホムマリ米、パークパナン・タブティムサヤーム・ポメロ、ペッチャブーン・スイート・タマリンドの登録を急がせるためである。現在、タイでは 17 点の外国 GI 商品が登録されている。

(2021 年 4 月 20 日、バンコクポスト)

## [タイ]

### ～タイ政府はファビピラビル (アビガン) 国内生産のため、特許交渉を行う～

Govt negotiating for patent to manufacture Favipiravir locally

<https://www.nationthailand.com/in-focus/40000353>

Traisulee Traisoranakul 政府副報道官は、今週の閣議の際、アヌティン・チャーナンウィラクン保健大臣が、内閣に対し、保健省が、新型コロナウイルスの患者治療のために、現在の需要に見合うよう、日本から十分なファビピラビル錠剤を入手するよう命じたことを伝えた、と述べた。Traisulee 副報道官は、さらに、タイ政府医薬品局 (Government Pharmaceutical Organization : GPO) が、ファビピラビルの国内生産のための特許取得を外国の交渉相手と交渉中である、と述べて、政府が特許を取得した後であっても、ファビピラビルは独占されないとして、民間病院は自病院での使用のためにファビピラビルを輸入できる、と述べた。

(2021 年 4 月 29 日、タイネーション)

[タイ]

～タイ消費者評議会は、政府に対し、抗ウイルス薬の国内生産を支援するよう求める～

TCC urges govt to support local antiviral drug production

<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2107251/tcc-urges-govt-to-support-local-antiviral-drug-production>

タイ消費者評議会 (Thailand Consumer Council, TCC) は昨日、タイ政府に対し、タイ政府医薬品局 (Government Pharmaceutical Organization, GPO)による、新型コロナウイルス治療用抗ウイルス薬である、ファビピラビルの独自製造を支援するよう求めた。TCCによると、ファビピラビルは2019年以来、中国を含む複数の国で一般的に製造されてきた。また、ファビピラビルに関する特許は、これまでに一度もタイで申請されたことがなく、日本の製薬会社である富士フイルム富山化学株式会社は、最近、タイ知的財産局 (Department of Intellectual Property, DIP) に対し、ファビピラビルの錠剤と粉末の調製に関する、2件の特許出願を行っている、と述べた。TCCは、新規性がないため、これら特許出願は認められるべきではないと述べて、富士フイルム富山化学がファビピラビル特許について、元の製法に僅かな変更を加えることだけで特許権を継続的に延長しようとする、エバーグリーン戦略を目論んでいると付け加えて、他の生産者に対する競争阻止を目的としている、と述べた。TCCはまた、民間分野および学識経験者がDIPの局長に1月26日に面会し、この特許出願の拒絶を求めた、と述べた。タイは、これまで、ファビピラビルを新型コロナウイルス患者の症状緩和の治療のために、昨年1月以来1錠あたり125パーツで、主に日本から輸入してきた。新型コロナウイルス患者は、症状に応じ、この錠剤を治療期間中に1人あたり40～70錠服用する必要がある、TCCによると、輸入品を使用した場合、治療期間を通して5,000～8,750パーツが必要となるが、国内生産を行った場合の費用は約2,500～4,375パーツとなる。GPOのWithoon Danwiboon 理事長は、昨日、GPOは、独自にファビピラビルを製造し、その安全性と有効性の治験を実施している、と述べて、来月も200

万錠を輸入することから、この薬品が不足することはない、と述べた。

(2021年4月29日、バンコクポスト)

## [タイ]

### ～医薬特許に対するタイムリミットが早まる～

Time limit put on drug patent

<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2108559/time-limit-put-on-drug-patent>

出願人が8月までに発明についての新たな情報を提供できなければ、知的財産局 (Department of Intellectual Property : DIP)は、新型コロナウイルス治療薬として使用される抗ウイルス薬である、ファビピラビル (商品名 : アビガン) に対する日本企業の特許申請を拒絶可能である。昨日、DIPのVuttikrai Leewiraphan局長は、DIPは日本企業に対し、8月末までに発明についての追加情報の提供を求めた、と述べた。Vuttikrai局長は、タイ消費者評議会(Thailand Consumer Council: TCC)が、日本企業である富士フイルム富山化学が最近、DIPに対し、医薬品調製の特許を出願した、と述べた後での懸念を紹介した、TCCによると、富士フイルム富山化学は、錠剤と粉末双方の製剤方法の特許取得を目指している。タイにおいては、ファビピラビルに対し出願された特許は存在せず、また、新型コロナウイルス治療のため需要の増加で、国内生産を増加させるために、タイ政府医薬品局 (Government Pharmaceutical Organization : GPO)はファビピラビルの自家開発を行っている。GPOのWithoon Danwiboon理事長は、パンデミックにおける医薬品アクセスは重要であり、GPOがなすべきことは、国民の関心に応えることである、と述べて、8月には、GPOは食品医薬品局 (Food and Drug Administration : FDA)から製造承認を得られるであろう、と述べた。Withoon理事長は、FDAによるファビピラビル製造承認後、GPOは大量生産のための原料を中国およびインドから購入し、生産を進める、と述べた。Withoon理事長は、日本企業の特許出願に関する懸念を一蹴して、日本企業に対し特許が認められた際には、交渉が行われる、と述べた。Withoon理事長は、最近ファビピラビル200万錠を

受領したところであるが、さらに 300 万錠の確保を命じている、と述べて、自家生産が可能となり、安定供給を行える 8 月までは、GPO は購入を考えている、と述べた。ファビピラビルは主に日本から輸入され、その価格は 1 錠あたり 125 バーツである。TCC は、新型コロナウイルス患者の状況に応じ、治療のために 40 から 70 錠のファビピラビルが必要である、と述べた。

(2021 年 5 月 1 日、バンコクポスト)

## [タイ]

### ～新型コロナウイルス撲滅のため、デジタル経済社会省(MDES)はファーウェイ (Huawei) と協力する～

Ministry joins forces with Huawei to fight Covid-19

<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2108943/ministry-joins-forces-with-huawei-to-fight-covid-19>

タイデジタル経済社会省(Ministry of Digital Economy and Society : MDES )は、野戦病院を支援するためのイノベティブな技術提供によりタイの公衆衛生分野を強化するため、ファーウェイ・タイランドと協力する。MDES のチャイウット・タナーカマーヌソーン (Chaiwut Thanakamanusorn) 大臣は昨日、ファーウェイにより提供された遠隔医療機器及び関連技術を、増加する新型コロナウイルス患者を収容するための野戦病院として用いられている Bang Khun Thian Geriatric 病院に引き渡すためのチームを指揮した。チャイウット大臣はまた、ナショナル・テレコム(National telecom Plc : NT)から提供された、インターネット wi-fi IP 電話および監視カメラ(CCTV)システムを含む通信セキュリティシステムを同病院に配置した。ファーウェイは、医療現場で働くスタッフに対し、パンデミック対応能力強化のための 6 億バーツ超相当の通信イノベーションの支援提供を明言している。チャイウット大臣はパンデミックと戦うための、官民協力の重要性を主張した。ファーウェイ・タイランド CEO の Abel Deng 氏は、デジタル技術は衛生分野の不足に取り組む上で、公衆衛生分野にとって不可欠なものとなっている、と述べた。Deng 氏は、5G 技術、クラウド、人工知能(AI)は、現在公衆衛生分野が直面して

いる、様々な障害に対応することができる、と述べて、Ai 支援による診断法とともに、医療スタッフは高い精度で感染事例のCT 定量化結果を解析できる、と述べた。加えて、5G 遠隔医療は、タイ全土の医療専門家が医者および現場スタッフと協力して、患者にオンラインで診察を提供することができ、どこからでもスマートデバイスを通じて患者の状態を看視できるので、医療スタッフに対する感染リスクを下げることに役立つ。入院患者エリアのインテリジェント管理は、入口に設置された監視カメラの AI 技術に基づくものであり、ハイリスクエリアの密度、体温測定などの支援を行う。Bang Khun Thian Geriatric 病院の Suparach Suwattanaphim 院長は、MDES とファーウェイから手渡された技術は、医療スタッフの労働負荷を著しく低下させる助けとなるだけでなく、さらなる感染リスクの減少にも役立っている、と述べた。

(2021 年 5 月 2 日、バンコクポスト)

## [タイ]

### ～タイ政府は、地理的表示(GI)登録を急ぐ～

State hurries GI registration

<https://www.bangkokpost.com/business/2109399/state-hurries-gi-registration>

タイは、外国の販売者が、タイの地理的表示 (GI) 商品を自ら生産したと主張するのを防ぎ、今年のパンデミック期間中のタイの輸出増を支援するために、4 カ国で、地理的表示商品の登録を急いでいる。知的財産局 (Department of Intellectual Property, DIP) の Prayoth Benyasut 副局長によると、申請書類は中国、日本、ベトナム及びマレーシアへ提出されており、トウクラーローンハイ・ホムマリ・ライス、パークパナン・タプティムサヤーム・ポメロ、ペッチャブーン・スイート・タマリンドが中国に、ドイトウン・コーヒー、ドイチャン・コーヒー、フアイムン・パイナップルが日本に、ペッチャブーン・スイート・タマリンド、ランブーン・ゴールデン・ドライロンガンがベトナムに、トウクラーローンハイ・ホムマリ・ライス、サンヨット・ムアンパッタルン・ライス、パークパナン・タプティムサヤーム

ム・ポメロがマレーシアに、それぞれ出願されている。Prayoth 副局長は、今年のタイの GI 商品の輸出は、昨年の 10 億バーツから、5-10%増加すると予測されている、と述べた。GI 商品の認知度が消費者の間での向上しつつあることから、GI 商品の販売は大いに有望である。このことが、タイ政府が、多くのコミュニティーに対しその商品価値向上のために商品の品質を改善するよう奨励する理由となった。タイの 76 県に 137 品の GI 登録を受けた特産品が存在しており、今年の DIP の計画は、GI 登録品をタイの 77 県全てでカバーすることである。4 月 27 日に登録されたカウ・ディウ・ピット・ライスが最新の GI 商品である。

(2021 年 5 月 3 日、バンコクポスト)

## [タイ]

### ～知的財産局(DIP)は新型コロナウイルス治療の特許出願を拒絶する～

DIP rejects bid to patent Covid treatment

<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2110779/dip-rejects-bid-to-patent-covid-treatment>

知的財産局(Department of Intellectual Property : DIP)は、新型コロナウイルスの症状があった場合に患者に少量処方されている抗ウイルス薬であるファビピラビル（商品名：アビガン）に対する特許申請を拒絶した。DIP の Vuttikrai Leewiraphan 局長は、製造者によるこの薬品の錠剤形状に対する特許申請を、1979 年特許法の下での先進的な発明を構成しないと裁定した。Vuttikrai 局長は、出願人は、追加書類を提出できるが、それでも特許を得るに足りないのではないか、と述べた。Vuttikrai 局長は、何人もタイにおいて、ファビピラビルの製造や販売に対する排他的権利を主張することはできず、タイ政府医薬品局(Government Pharmaceutical Organization : GPO)やタイに所在するあらゆる民間企業の双方が、自由に製造可能である、と述べた。特許法は、拒絶された出願人に対し、60 日以内の審判請求を認めており、今後何もなされなければ、拒絶が最終的に法的に確定する。2019 年に以前の特許が効力を失った後、最近になって、日本の医薬品企業である富士フイルム富山化学が、医薬品調製の特許を出願したと報じられている。

Vuttikrai 局長は、新型コロナウイルスの危機にあって、最も重要なことは、人々が生命を救う医薬品に対し適切なアクセスを有することである。Vuttikrai 局長は、同時に、パンデミックが多くの事業機会を創出したことを認めた。昨年初めのアウトブレイク以降、60 名超のタイ国民が医療機器、フェイスマスク、UV 滅菌装置、抗ウイルス薬およびロボットの特許を申請している。

(2021 年 5 月 6 日、バンコクポスト)

## [タイ]

**～タイ政府医薬品局(GPO)のファビピラビル錠剤製造の障害が除去された／タイ政府医薬品局(GPO)は日本の製薬会社の特許申請拒絶後、ファビピラビルの製造を開始する～**

GPO cleared to make its own Favipiravir tablets

<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/2111499/gpo-cleared-to-make-its-own-favipiravir-tablets>

GPO to start making Favipiravir after Japanese pharma's patent request rejected

<https://www.nationthailand.com/in-focus/40000636>

知的財産局(Department of Intellectual Property : DIP)が企業によるファビピラビル(商品名:アビガン)特許申請を拒絶したことにより、タイ政府医薬品局(Government Pharmaceutical Organization : GPO)が抗ウイルス薬であるファビピラビルを月に 100 万錠製造する道が開かれた。昨日、GPO の Withoon Danwiboon 理事長は、保健大臣、DIP、及び、タイにおけるファビピラビル不足の可能性に対する解決策を模索するためともに働いていた人々全員に対し、謝意を表した。DIP の Vuttikrai Leewiraphan 局長は、水曜日に、錠剤形状のファビピラビルに対する特許申請は、1979 年特許法の下で進歩性がないことから、製造者に対する特許は認められない、との判断を下していた。法律は 60 日以内の審判請求を認めており、何もなければこの判断が確定する。GPO は、国内での供給を増やし、輸入依存を下げるため、GPO 製のファビピラビルを開発している。GPO 製造

によるファビピラビルは 30 万錠が治験に用いられて、食品医薬品局(Food and Drug Administration : FDA)により製法が登録可能となる前の、7月までに完了する予定である。FDA によって承認された場合にのみ、GPO は GPO 製造のファビピラビル錠剤を販売することができる。現在、GPO はファビピラビル錠剤製造に必要な成分をインド及び中国に求めており、また、国立科学技術開発庁(National Science and Technology Development Agency : NSTDA)及び石油・ガスコングロマリットの PTT(PTT Public Company Limited : PTT Plc, PTT)とともに、ファビピラビル成分製造のための研究開発プロジェクトに取り組んでいる。GPO の Withoon 理事長は昨日、スワンナプーム空港で、中国の Sinovac 製のワクチンの追加分 100 万回接種分を受領した。タイはこれまでに Sinovac 製のワクチン 350 万回接種分を輸入しており、中国からの寄贈分 50 万回接種分が来週、GPO による購入分 200 万回接種分が今月末に、それぞれ到着予定である。

GPO は、抗ウイルス薬であるファビピラビルの錠剤を少なくとも 100 万錠製造する計画を進める。これは、知的財産局(Department of Intellectual Property : DIP)が、日本の製薬会社の特許申請を、1979 年特許法の下で製法になんらの改善がないとして、拒絶したことにより動き出したものである。タイはファビピラビルを日本から 1 錠 117-120 バーツで輸入していたが、国内製造が行われれば、1 錠 30-40 バーツに低下する。GPO の Withoon Danwiboon 理事長は、木曜日に、4 月に国内のボランティアに対し、国内製造のファビピラビルの効能調査を開始した、と述べて、食品医薬品局(Food and Drug Administration : FDA)による医薬品登録が 7 月までに行われることを望んでいる、と述べた。エイズアクセス財団(Aids Access Foundation)の Nimit Tienudom 代表は、タイの 2 万人を超える患者の治療のためには、100 万錠を上回るファビピラビルが必要である、と述べた。Nimit 代表は、我々は日本の医薬品企業の申請を拒絶した DIP を賞賛するとともに、増える一方の新型コロナウイルス患者の治療のために、ファビピラビル製造計画の遂行を急ぐことを求める、と述べた。

(2021 年 5 月 7 日、バンコクポスト、タイネーション)

**[タイ]**

**～30 億バーツ以上を投資した外国企業 15 社が、4 月に外国人事業法に基づく承認を得た～**

15 foreign companies investing over Bt3 billion get FBA approval in April

<https://www.nationthailand.com/business/40000631>

タイ商務省事業開発局(Department of Business Development : DBD)は、今年4月に、外国人事業法 (Foreign Business Act, FBA) に基づき外国企業 15 社を承認した。DBD のトサポーン局長 (S&I 注 : 前知的財産局長) は、これらの企業のほとんどが、香港、シンガポール及び日本の企業であり、30 億 8,000 万バーツ超の投資資本をタイに投下し、タイ人 227 人 (原文ママ) の仕事を創出したと述べて、これら外国企業はまた、タイの産業発展に有益な、彼らの技術とビジネスのノウハウをタイに移転した、と述べた。トサポーン局長によると、4月に大規模外国投資を受けた分野は、石油掘削、輸送サービス、公共交通サービス、宣伝およびマーケティングであった。トサポーン局長は、2021年の1-4月に、外国企業75社が、合計投資額79億6,000万バーツとともにFBAの下で承認された、と付け加えた。

(2021年5月7日、タイネーション)

**[タイ]**

**～USTR は、タイを知的財産保護監視リストに掲載するが、政府の取り組みを評価する／米国は、その貿易”監視リスト“にタイを残す～**

USTR puts Thailand on Watch List for IP protection, but praises govt efforts

<https://www.nationthailand.com/in-focus/40000667>

US Keeps Thailand on its trade “watch list”

<https://www.bangkokpost.com/business/2112227/us-keeps-thailand-on-its-trade-watch-list>

米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative, USTR) は最近、米国の貿易相手国の知的財産権保護とエンフォースメントの法的妥当性と有

効性に関する年次報告書を発行した。知的財産局（Department of Intellectual Property, DIP）Wuttikrai Leeveeraphan 局長は、USTR はタイをベトナム、ブラジル、メキシコなどとともに監視リストに掲載した、と述べた。アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、ロシア、サウジアラビア、ウクライナ、ベネズエラの 9 か国が、知的財産保護あるいはエンフォースメントが不十分であるとの最も重要な懸念から、あるいは、知的財産保護に頼る人々に対する限られたマーケットアクセスを理由として、優先監視リストに掲載されている。Wuttikrai 局長は、USTR は、タイ政府及び商務省（Ministry of Commerce）の、知的財産の保護における継続的な取組みと、政府と外国民間分野間の透明性のあるコミュニケーションを高く評価したが、しかし引き続きタイには、インターネット経由などの、特定のチャンネルにおける知的財産保護を欠いているとの懸念が示された、と述べた。Wuttikrai 局長は、タイの知的財産保護システムを国際水準に改善するため、タイは意匠の国際登録に関するハーグ協定(Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs)、及び、著作権に関する世界知的所有権機関条約(WIPO Copyright Treaty, WCT)への加盟を計画している、と付け加えた。

タイは米国通商代表部（Office of the United States Trade Representative, USTR）の監視リストに引き続き掲載された。知的財産局（Department of Intellectual Property, DIP）Wuttikrai Leeveeraphan 局長は、この USTR のスペシャル 301 条報告書は、4 月 30 日に発行された、と述べた。報告書によると、米国政府はタイ政府及び商務省（Ministry of Commerce）の、知的財産侵害防止、継続的な知的財産保護の改善とオンライン・オフライン双方の市場における侵害品取り締まりの進展を高く評価している。Wuttikrai 局長は、新型コロナウイルスの危機の最中における、貿易投資環境の強化とイノベーション及び技術の増進のために、知的財産システムを改善するというタイ政府のコミットメントに沿って、DIP は米国の政府機関とともに、将来タイをリストから除外するための知的財産作業計画作成のために働くことを誓約した。この報告書は、米国－タイ貿易投資枠組み協定（US-Thailand Trade and Investment Framework Agreement）の一部とし

て、タイが継続的に向上し、浮上する懸念事項に取り組んでいる、と述べている。この報告書は、偽造品と海賊品が、未だオンライン市場及び実際の市場の双方で簡単に入手可能であるとして、米国はタイに対し、引き続きエンフォースメント政策を向上するよう要求しなければならない、としている。加えて、米国は、タイに対し、タイ著作権法改正が、技術保護手段の例外規定が過剰に広いこと、不正なカムコーディングに対するエンフォースメント向けの法施行の際の訴訟手続上の問題、未認可徴収管理機関を含めた、米国及びその他の国の政府、利害関係者によって表明された懸念に確実に対処することを求めている。

(S&I 注：タイネーションとバンコクポストで DIP 局長の氏名表記が異なっているが、原文ママに記載した。)

(2021 年 5 月 8 日、タイネーション/バンコクポスト)

## [インドネシア]

～起業家 Ruben Onsu 氏は、商標登録の大切さに気付かされる～

Ruben Onsu Diingatkan Pentingnya Daftarkan Merek Dagang

<https://www.liputan6.com/showbiz/read/4496034/ruben-onsu-diingatkan-pentingnya-daftarkan-merek-dagang>

観光・創造経済省（Ministry of Tourism and Creative Economy）の Sandiaga Uno 大臣は、俳優で起業家の Ruben Onsu 氏は、商標登録を忘れないようにと助言した。Sandiaga Uno 大臣は、現在、多くの企業が、商品に集中しているが、商標登録を忘れていたとの見解を示している。Ruben Onsu 氏は、氏とともに事業を共に営むパートナーである、弟の Jordi Onsu 氏と共に、氏の過去の経験（S&I 注：弊所ニュースレターNo.315 参照）から、学習したようである。Ruben Onsu 氏は、ビジネスを営む上でブランドはとても重要であり、商標は、事業経営者のために登録を受けるべきである、と述べた。Jordi Onsu 氏も同様に、企業は、自社の商標を登録するべきである、と述べた。

(2021 年 3 月 2 日、リップタン 6)

[インドネシア]

～植物品種保護・農業許認可センターは、植物品種登録グループ及び植物品種保護  
検査官向けの突然変異育種に対するインハウストレーニングを開催する～

SDM Kelompok Pendaftaran Varietas Tanaman dan Pemeriksa PVT Ikuti  
Inhouse Training Pemuliaan Mutasi Tanaman

<http://pvttp.setjen.pertanian.go.id/cms2017/berita/sdm-kelompok-pendaftaran-varietas-tanaman-dan-pemeriksa-pvt-ikuti-inhouse-training-pemuliaan-mutasi-tanaman/>

植物品種保護・農業許認可センター(Center for Plant Variety Protection and Agricultural Licensing, PPVTPP Center)は、3月10日に、植物の突然変異育種に関する人材能力開発のための、植物品種登録グループ及び植物品種保護検査官に対するインハウスセミナーをオンラインで開催した。インドネシアは天然の植物多様性に恵まれているが、一方で、最新の技術開発に伴い、より多くの遺伝多様性がさまざまな栽培技術や方法を通じて達成されるようになっており、そのうちのひとつが、放射線を用いた突然変異である。センターは、この機会に、放射線による突然変異育種の重要性と、原子力工学を通じて得られた商品の知識についてのセミナーを開催した。一般国民は、原子力技術を、何か人体に悪影響を与えるものとして理解しがちである。しかしながら、その危険性がありながらも、原子力工学を通じて創出可能である、さまざまな利益が存在する。放射線を用いた突然変異は、永続的であり、遺伝される。現在に至るまで、コメ、大豆、ソルガム、小麦、バナナ、ピーナツ、緑豆、綿花及び種々の観賞植物の新品種が、放射線を照射することにより開発されてきた。放射線の照射は、作物の新たな高収量品種育成に用いられるのみならず、家畜飼料の生産にも用いられる。インドネシア原子力庁(National Nuclear Energy Agency of Indonesia, BATAN)放射線同位体応用センター(Center for Isotopes and Radiation Application)のDarmawa Darwis博士は、このセミナーを開催した植物品種保護・農業許認可センターに謝意を表するとともに、将来、インドネシア原子力庁の研究開発により生産された品種の速やかな植物品種登録出願を提案したい、と述べた。

(2021年3月16日、植物品種保護・農業許認可センターウェブサイト)

## [インドネシア]

～著作権・産業意匠局(Directorate of Copyrights and Industrial Designs)

局長は、舞踊家は自身の作品を保護しなければならないと述べる～

Direktur Hak Cipta dan Desain Industri: Seniman Tari Harus Lindungi Karya Ciptanya

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/direktur-hak-cipta-dan-desain-industri-seniman-tari-harus-lindungi-karya-ciptanya?kategori=liputan-humas>

著作権は現在、政府の懸念のひとつである。全ての芸術家は、自身の創作作品の保護を受ける権利を有する。そのうちのひとつに、舞踊の著作権がある。著作権が何か、どのように著作権を入手するか、舞踊の著作権の決定基準を理解していない舞踊家が多く存在する。これについて、著作権・産業意匠局(Directorate of Copyrights and Industrial Designs)Syarifuddin 局長は、舞踊の著作権は、伝統文化を表現する舞踊 (Traditional Cultural Expression, EBT) と、新たな、あるいは、現代舞踊の2つに分類できると述べた。Syarifuddin 局長は、EBT の著作権は共同体知的財産(Communal Intellectual Property)と呼ばれ、共同体が所有する権利であるとの認識から、国の所有であると説明した。また、新たな、あるいは、現代舞踊は、舞踊を創作した個人もしくは複数の人々により所有される作品である。Syarifuddin 局長は、新たな舞踊の作品、あるいは、現代舞踊の作品は、創作者の存命中と、その創作者の死後 70 年間にわたり保護され、また、伝統文化表現を改変した舞踊は、最初に発表あるいは公開されてから 50 年間の保護を受ける、と述べた。Syarifuddin 局長は、著作権法による保護の本質は、最初に創作あるいは公開されることにより自動的に法的保護を受けられることにあることだと強調して、それゆえに、創作者の義務は、作品の最初の公開時に詳細に文書化しておくことである、と結論づけた。続けて、Syarifuddin 局長は、創作物の記録は、創作物の最初の所有権を証明するものとして、もしくは、創作者が創出した舞踊創作物の所有

権を文書化する形式として、著作権法で規定されている、と述べた。Syarifuddin 局長はまた、芸術家が行わなければならない著作権登録の手順を説明した。Syarifuddin 局長は、申請者が知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property, DGIP）ウェブサイト（www.dgip.go.id）へアクセスすると、まず最初アカウント作成が求められ、その後、ウェブサイトの指示に従って必要事項を記入していくことが、最も早い手続であり、全ての必要事項がきちんと記載されれば、創作物登録書の発行まで 1 日で完了する、と述べた。Syarifuddin 局長は、同様に、共同体知的財産の著作権の登録申請も、地方政府や舞踊芸術を扱うコミュニティは、オンラインで申請可能である、と述べた。Syarifuddin 局長は、舞踏の創作物が EBT を改変したものである場合、記録の際の創作物の説明において、EBT のどの部分を改変したかを説明しなければならない、と述べた。

（2021 年 4 月 2 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

## [インドネシア]

### ～インドネシア政府は特許保護の法的安定性提供のために特許法を改正する～

Demi Beri Kepastian Hukum Pelindungan Paten di Indonesia, Pemerintah Revisi UU Paten

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/demi-beri-kepastian-hukum-pelindungan-paten-di-indonesia-pemerintah-revisi-uu-paten?kategori=agenda-ki>

法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property, DGIP）は、関連する政府機関や弁理士を招いて、2016 年法律第 13 号改正特許法に関する、フォーカス・グループ・ディスカッションを 2021 年 4 月 4 日から 7 日にかけて開催した。特許・半導体集積回路配置デザイン・営業秘密局（Directorate of Patent, Layout Design of Integrated Circuit, and Trade Secret, DTLST）Dede Mia Yusanti 局長は、今回の議論は、国内法および国際法の発展に注目している利害関係者である、さまざまな人々から寄せられた、地域ニーズを吸い上げ、調整するためのものであると

述べた。Dede Mia 局長は、雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号 (S&I 注: いわゆる「オムニバス法」) の成立により、2016 年法律第 13 号改正特許法における、簡易特許、および、強制実施権などいくつかの特許関連項目について、国際規則、特に知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPS) と一致させる必要があることから、インドネシアにおける特許保護のための法的確実性を提供するために、2016 年法律第 13 号改正特許法を改正する必要がある、と述べた。特許法改正の結果が、知的財産保護制度における公共サービスの向上、特に、経済及び国民福祉の向上へと導くことが期待されている。

(2021 年 4 月 5 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)

## [インドネシア]

### ～アメリカは、インドネシアにおけるイノベーション及び経済生産性のために 1,159 億インドネシアルピアを供与する～

AS Hibahkan Rp 115,9 Miliar Untuk Bidang Inovasi dan Produktivitas Ekonomi Indonesia

<https://www.liputan6.com/global/read/4524843/as-hibahkan-rp-1159-miliar-untuk-bidang-inovasi-dan-produktivitas-ekonomi-indonesia>

インドネシア国家開発企画庁 (Ministry of National Development Planning, Bappenas) と米国政府機関であるミレニアム挑戦公社 (Millennium Challenge Corporation, MCC) は、2021 年 2 月 4 日に、800 万米ドル (1,159 億インドネシアルピア相当) の小規模開発基金供与に関する合意に署名した。MCC の Jonathan Brooks 小規模計画担当副総裁補 (Deputy Vice President for Compact operation) は、この供与合意は、インドネシア政府と MCC が、インドネシア国民に利益をもたらす合意を立案するための、インドネシア経済の分析を継続することを可能にするものである、と述べた。この合意は、インドネシア政府に対し、インフラ及び中小・マイクロ企業、特に、女性が運営する中小・マイクロ企業に関連する基礎調査及び実証調査、環境及び社会アセスメントと関連する調査を実施するた

めの資金を供与するものである。

(2021年4月6日、リプタン6)

### [インドネシア]

～ジョコ・ウィドド大統領の署名に伴い、公共サービスや営利企業は著作権ロイヤリティーを支払わなければならない～

Diteken Jokowi, Pelayanan Publik Hingga Usaha Komersial Wajib Bayar Royalti Hak Cipta Lagu

[https://www.liputan6.com/news/read/4525461/diteken-jokowi-](https://www.liputan6.com/news/read/4525461/diteken-jokowi-pelayanan-publik-hingga-usaha-komersial-wajib-bayar-royalti-hak-cipta-lagu)

[pelayanan-publik-hingga-usaha-komersial-wajib-bayar-royalti-hak-cipta-lagu](https://www.liputan6.com/news/read/4525461/diteken-jokowi-pelayanan-publik-hingga-usaha-komersial-wajib-bayar-royalti-hak-cipta-lagu)

ジョコ・ウィドド大統領は、歌曲及び音楽の著作権ロイヤリティー管理に関する政府規則第 56/2021 号に署名した。この政府規則は、創作者、著作権者、及び、経済的権利に関連する著作隣接権者に対する保護と法的安定性を提供し、音楽を商業利用する全ての人に対するものである。政府規則第 56/2021 号の第 3 条は、国家集中管理機関（National Collective Management Institute, LMKNI）を通じてロイヤリティーを創作者、著作権者、及び／又は、著作隣接権者へ支払うことで、商用公衆サービスの形として、誰もが、歌曲及び／又は音楽を商用利用できる、と定めている。この政府規則は、すなわち、セミナー、飲食業関連やナイトクラブ、ディスコなどの商用公衆サービスのみならず、音楽コンサート、交通事業、展示会、バザー、映画、電話保留音、銀行、オフィス、店舗、レクリエーションセンター、テレビ放送局、ラジオ放送局、さらには、部屋内及び施設内を含むホテル、及びカラオケ事業をも対象にするものである、との説明がなされている。

(2021年4月7日、リプタン6)

### [インドネシア]

～インドネシア政府規則第 56/2021 号は、アナログ・デジタル双方の歌曲及び音楽のロイヤリティーを規定する～

PP Nomor 56 Tahun 2021 Atur Royalti Lagu Musik Analog Sampai Digital  
<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/pp-nomor-56-tahun-2021-atur-royalti-lagu-musik-analog-sampai-digital?kategori=liputan-humas>

すでに知られている通り、2021年3月30日、ジョコ・ウィドド大統領は、歌曲及び音楽の著作権のロイヤリティーの管理に関するインドネシア政府規則第56/2021号に署名した。この政府規則は、歌曲及び音楽を商業利用及び／又は公共サービスでの使用を行う全ての者に対する、ロイヤリティー支払い義務を含んでいる。法務人権省（Ministry of Law and Human Rights, MOLHR）知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property, DGIP）Freddy Harris 総局長は、歌曲及び音楽の商業利用を行なった者全てからロイヤリティー支払い義務に関し、国家集中管理機関（National Collective Management Institute, LMKN）は、年間3,000億インドネシアルピアのロイヤリティー収受を目標としている、と述べた。Freddy 総局長によると、この規則は、創作者、著作権者、及び／又は、著作隣接権者の経済的権利を保護する上で、2014年第28号改正著作権法を強化する規則である。著作権法第9条、第23条及び第24条で明確に規定されている通り、創作物あるいは著作隣接権を伴う創作物を商品化しようとする者は、創作者、著作権者、及び／又は、著作隣接権者から、使用のための許可を得なければならない。この政府規則は、歌曲及び／又は音楽の分野で作品及びその関連する権利の使用に対する著作権ロイヤリティーの管理機能を最適化のためのものである。この政府規則は、アナログかデジタルかに関係なく、商業サービスおよび公共サービスでの使用における、歌曲及び／又は音楽の著作権ロイヤリティー管理について記載している。この政府規則で規定されているロイヤリティーの管理は次のとおりである。

- a) クリエーターあるいは著作権者の経済的権利で管理対象となるものには、作品の展示、作品の発表、作品に関するコミュニケーションが含まれる。
- b) パフォーマーの経済的権利で管理対象となるものには、パフォーマーの放送及び／又はコミュニケーションが含まれる。
- c) 表音文字による創作者の経済的権利で管理対象となるものには、オンラインか否かを問わず、公衆がアクセス可能なものが含まれる。

この政府規則には、ロイヤリティーの徴収と分配を最適化するための取組みとして、法務人権省（MOLHR）知的財産総局（DGIP）により管理されている e-Copyright のデータを用いた、歌曲及び／又は音楽のデータセンターの設立が含まれている。このデータセンターに対しては、LMKN、創作者、著作権者、著作隣接権者及び商用利用者がアクセスできる。LMKN は、DGIP の歌曲及び／又は音楽のデータセンターと、LMKN が管理する歌曲／音楽情報システム（Song/Music Information System, SILM）との間の統合データに基づいて、ロイヤリティー管理を行うこととなる。Freddy 総局長は、これは、データセンターが、誰がその作品を創作し、誰が歌手で、誰がレコードプロデューサーであるかについて示すデータを提示することを意味している、と述べた。

（2021 年 4 月 9 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト）

## [インドネシア]

### ～インドネシア地方代表議会議長は、国内の植物品種の国際的な競争を望み、品種登録の必須審査項目を支持する～

Dukung BUSS, Ketua DPD RI Berharap Varietas Tanaman Lokal Bersaing Secara Global

<https://www.liputan6.com/news/read/4530276/dukung-buss-ketua-dpd-ri-berharap-varietas-tanaman-lokal-bersaing-secara-global>

インドネシア共和国地方代表議会（Dewan Perwakilan Daerah Republik Indonesia, DPD RI）の AA LaNyalla Mahmud Mattalitti 議長は、農業省（Ministry of Agriculture）が東ジャワ州の試験場で実施した、品種登録のための、新規性、区別性、均一性、安定性の試験を含む、BUSS テストを支援した。LaNyalla 議長は、BUSS テストが、国内の植物品種の品質向上の助けとなり、国際的に競争できるようになることを期待している。LaNyalla 議長は、インドネシアの農業生産は、質・量ともに、ベトナムに遥かに遅れをとっており、日本、韓国、中国、アメリカにも未だに追いついていない、と述べて、BUSS テストが、新規で優れた植物品種の開発を促進できる、と期待している。LaNyalla 議長によると、インドネシアには優

れた種子開発を行うことのできる、さまざまな品種が存在する。LaNyalla 議長は、国産種子を用いることへのプライドと強い意志があれば、インドネシアの植物品種は確実な成長を続けるであろう、と述べた。

(S&I 注: "BUSS"は Baru, Unik, Seragam, Stabil の頭文字で、それぞれ新規性、区別性、均一性、安定性に相当する。BUSS テストは、区別性、均一性、安定性に関する DUS テスト(Distinctness, Uniformity, Stability)に新規性のテストを加えたものに相当する。)

(2021 年 4 月 12 日、リプタン 6)

## [インドネシア]

### ～知的財産総局 (DGIP) は、最適な知的財産保護のイメージを構築するための捜査ツールを提供する～

Bangun Citra Pelindungan Kekayaan Intelektual Yang Optimal, DJKI Lakukan Pengadaan Alat Penyelidikan

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/bangun-citra-pelindungan-kekayaan-intelektual-yang-optimal-djki-lakukan-pengadaan-alat-penyelidikan?kategori=liputan-humas>

知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property, DGIP)、特に、捜査・紛争解決局(Directorate of Investigation and Dispute Resolution)は、「捜査ツールの調達を通じた知的財産法エンフォースメントの質の向上への取組」と題した集中グループ会議を 2021 年 4 月 16 日に開催した。この会議は、知的財産刑事事件の扱いに関し、情報及び技術装備アプローチ、及び、特殊ツールの使用及び特殊ツール調達過程の面から、助言と情報を求めて議論することを目的としている。この会議で、捜査・紛争解決局の Anom Wibowo 局長は、知的財産保護はこれまで、国内外での法のエンフォースメントの成功を測るベンチマークとして使用されてきた、と述べて、DGIP の歳入は、2018 年から 2020 年に 3 年連続で増加し、目標の 6,080 億ルピア (約 4200 万ドル) から 7,890 億ルピア (約 5400 万ドル) へと 130%増加を達成したが、この成果は、知的財産権の最適な保護というイメー

ジにより得られた成果ではない、と述べた。Anom 局長は、知的財産法エンフォースメントの機能は、捜査ツールを使用して最適化されなければならない、として、捜査ツールは、事件の処理件数と処理品質を向上するだけでなく、DGIP の知的財産法エンフォースメント分野における存在感を強化するものである、と述べた。この捜査ツールは、当然に、インドネシア国家警察(Kepolisian Negara Republik Indonesia)と国家情報局(Badan Intelijen Negara, BIN)の専門家の監視の下で、承認を受けた公務捜査官によって運用されるべきものである。

(2021 年 4 月 16 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)

## [インドネシア]

### ～ヤマハ・オーディオミキサーの商標侵害の申し立てを受けた、知的財産総局 (DGIP) のエンフォースメント～

DJKI Tindak Dugaan Pelanggaran Mixer Audio Merek Yamaha

<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/djki-tindak-dugaan-pelanggaran-mixer-audio-merek-yamaha?kategori=liputan-humas>

インドネシアでの商標侵害に対する法のエンフォースメントは引き続き強力に行われている。知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property, DGIP) は、捜査・紛争解決局(Directorate of Investigation and Dispute Resolution)を通じ、グロドック(Glodok)の Orion Plaza shopping unit で 2021 年 4 月 29 日に犯行現場を押さえた。捜査・紛争解決局は、商標分類第 9 類の音響信号機器に関し IDM000124223 号として登録された、ヤマハの登録商標を侵害した疑いのある、2 店舗に対し捜索を行った。法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights, MOLHR) 施行・監視部(Sub Directorate of Enforcement and Monitoring)の Andrey Napitupulu 部長は、捜査・公務サービス総局(Directorate General of Civil Service Investigators, PPNS)は、オーディオミキサーと帳簿など複数の品を没収した、と述べた。PPNS は事前に、この捜査が、適用される法の規定と手続に則ったものであることを確認していた。商標及び地理的表示に関するインドネシア共和国法令 2016 年第 20 号の第 100 条及び第 102 条に違反するこの商標侵害に対し

て、商標権者が 2019 年 11 月に DGIP へ申立てを行った後に、この捜査が実施された。Andrey 部長は、商標権者から申立てを受けた後、証人、専門家に対し審問を行い、法に沿って処理可能かどうかを検討して、個別調査実施の決定を下した、と述べた。Andrey 部長によれば、商標侵害の疑いに対する起訴といくつかの事前行動の要諦は、偽造ブランドの犯罪者、取引関係者及び利用者が、侵害行為に加担せず、同様な行為を即座に取りやめることを促す、抑制効果の提供であった、と述べた。

(2021 年 4 月 29 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)

## [インドネシア]

**～共同体知的財産の登録は、国家のアイデンティティーの証明であり、経済を改善する～**

Pencatatan KIK Bukti Jati Diri Bangsa dan Meningkatkan Ekonomi Negara  
<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/pencatatan-kik-bukti-jati-diri-bangsa-dan-meningkatkan-ekonomi-negara?kategori=liputan-humas>

インドネシアは文化超大国として知られている。伝統文化表現 (Traditional Cultural Expression, EBT)、遺伝資源 (Genetic Resources, SDG)、伝統知識 (Traditional Knowledge, PT) 及び、地理的表示 (Geographical Indication, GI) など、インドネシアの共同体知的財産 (Communal Intellectual Property, KIK) の多様性と可能性は、他国による承認、盗用や海賊行為から守るために、国によって保護されなければならない。共同体知的財産と無形文化遺産 (Intangible Culture Heritage, WBTH) を開発する取組みは、文化的エコシステムへの取組みの拡大、及び、文化の強化、充実及び普及と、密接に関連している。これは、バリ島・バドゥン県の I Nyoman Giri Prasta 知事が、2021 年 6 月 5 日に開催された、2021 年世界知的所有権の日のための、特別共同体知的財産に関するウェブセミナーで伝えたものである。KIK の活用は、国家目標を達成するための、イデオロギー、政策、経済、社会、文化及び防衛の強化と密接に関連している。観光・創造経済省 (Ministry of Tourism and Creative Economy) の若手研究専門家である Basuki

Antariksa 氏によると、KIK 保護は、輸入を減らし、インドネシアのアイデンティティを向上し、パンデミック耐性に関連する国内需要に応じた製品を生産し、KIK に対する外国からの異議を最小化するために重要である。このことから、KIK の記録は、インドネシアが知的財産マップを持つために非常に重要である。Basuki 氏によると、KIK の記録には、原則、即ち、先住民の権利の保護、記録された情報に不注意にアクセスできないようにすること、及び、先住民のための伝統的知的財産に関するトレーニングの必要性、がある。国立 KIK データセンターにある KIK の目録は、インドネシアにおける KIK の所有権の証明と主権の強化に役立つ。国民は、このデータセンターにある目録を、インドネシア固有の文化を世界に広めるために使用することもできる。国立 KIK データセンターには、<http://kikomunal-indonesia.dgip.go.id> からアクセスできる。

(2021 年 5 月 6 日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)

## [インドネシア]

### ～知的財産総局 (DGIP) 総局長は、DGIP 専門職員の就任式を開催する～

Dirjen KI Pimpin Pelantikan Pejabat Fungsional Tertentu di Lingkungan DJKI  
<https://www.dgip.go.id/artikel/detail-artikel/dirjen-ki-pimpin-pelantikan-pejabat-fungsional-tertentu-di-lingkungan-djki?kategori=agenda-ki>

法務人権省 (Ministry of Law and Human Rights, MOLHR) 知的財産総局 (Directorate General of Intellectual Property, DGIP) の Freddy Harris 総局長は、2021 年 5 月 10 日に、22 名の専門職員の就任式と宣誓式の開催を主導した。この機会に、Freddy 総局長は、より多くの人々が自身の知的財産権に敏感になっていることから、知的財産保護サービスにおける最大限のパフォーマンスがとても重要である、と伝えた。Freddy 総局長は、DGIP は、人々の知的財産保護取得支援という、大変な仕事に直面しており、保育・幼児教育施設 (Pendidikan Anak Usia Dini, PAUD) の先生が、自身の作品である子供向けのお話や歌曲をどのように保護するかを質問するように、現在、多くの人が知的財産について質問している、と述べた。合計 22 名の専門職員が DGIP に、司書、アナリスト、コンピューター

専門職、審査官として着任した。

(2021年5月10日、インドネシア知的財産総局ウェブサイト)

## [ベトナム]

～科学技術省によると、地理的表示(GI)登録がベトナム商品の輸出を活性化する～

GI registration boosts exports of Vietnamese products: Ministry

<https://en.vietnamplus.vn/gi-registration-boosts-exports-of-vietnamese-products-ministry/198398.vnp>

3月31日にハノイで開催された科学技術省(Ministry of Science and Technology, MOST)の定例記者会見において、ベトナム国家知的財産庁(National Office of Intellectual Property of Vietnam, IP VietNam)のNguyen Van Bay副長官は、北部地方のバクザン(Bac Giang)省のルックガンライチ(Luc Ngan Lychee)が、関連機関の長年の努力の結果、日本で最初に地理的表示(GI)登録されたベトナム産品となった、と述べた。日本のGI証明書の発行は、日本市場におけるベトナム商品の品質を肯定するもので、ベトナム産ライチの他の市場への輸出と消費の機会を開くものである。このライチの商標は、中国、韓国、シンガポール、オーストラリア、ラオス、カンボジアで保護されている。

(2021年3月31日、ベトナムニュースエージェンシー)

## [ベトナム]

～e-コマース経由の商品取引に関する税関手続に、別の規則が提案される～

Suggest Separate regulations on customs procedures for goods transactions via e-commerce

<https://english.haiquanonline.com.vn/suggest-separate-regulations-on-customs-procedures-for-goods-transactions-via-e-commerce-17872.html>

ベトナムのeコマースは活況を呈しており、非常に高い年間成長率を誇っている。ウェブサイトやeコマースにおける取引に加えて、ソーシャルネットワークを介

した商品やサービスの取引、購入や販売もまた、多くの個人や企業を引きつけている。ソーシャルメディアは、特に、中小企業や家族経営の個人企業にとって、eコマースを低コストでサポートする、効果的なチャンネルになってきている。ソーシャルネットワーク上の商品もまた、非常に多様であり、高い品質管理基準に従い管理される対象である、例えば医薬品、化粧品、サプリメント食品などが含まれる。また、eコマース及びソーシャルネットワークに関する法的な枠組は、主に2013年以降に構築されている。しかしながら、多くの課題について言及されておらず、また、非常に一般的であって、時代遅れとなっている。ベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry, VCCI) による、ベトナムのソーシャルネットワーク上のeコマースに関する法的問題についての調査は、現在の法的規制が、ソーシャルネットワーク上のeコマースと、eコマース取引の2つの形態に対し、それぞれの形態には独自の特殊性があるにも関わらず、同じ管理手段を適用しがちであることを明らかにした。更に、ソーシャルネットワーク上のeコマースに携わる活動に対する税務管理は、依然として多くの課題に直面している。VCCI 法務部の Nguyen Minh Duc 氏は、外国と共に行うeコマースは多くの利点を有するとはいえ、市場に対する多くの困難、問題点や欠点をもたらしており、例えば、地理的な距離、時間の遅延、法的管轄の問題により、国の管理当局が、国外のソーシャルネットワーク運営者に連絡して法律違反を抑制することは難しい、と述べた。現在、ベトナムの利用者がアクセスする多くのeコマース取引所やソーシャルネットワークを含め、世界中に何百万ものeコマースウェブサイトが存在するが、これらすべてのウェブサイトを管理することは不可能である。したがって、どのWebサイトがベトナムの規制の範囲に含まれるか否かを簡単に判断するための基準が必要である。輸出入品の管理に関し、財務省 (Ministry of Finance) は、eコマースで取引される輸出入品の関税の管理に関する法令を作成中である。これら輸出入品の管理は、通常の商品の輸出入活動に基づいて実施されているが、複雑な税関手続のため、通常は、商品の輸出入を支援する仲介業者が存在している。財務省が税関手続を簡素化することにより、普通の個人の買物客やeコマース取引所が、支援なしに税関手続を行えるようになるであろう。この簡素化政策は、次の

ように設計されている。e コマース取引所は、ベトナム税関総局のウェブサイトへアクセスし、税関局へ情報を送る。この情報は関税申告の項目を埋めるために用いられ、申告者は申告を怠らないよう、その内容を確認することのみが必要である。この税関システムは、自動的に商品を分類し、税額と付随する義務を決定することとなる。価格が低く、社会的な悪影響を引き起こすリスクが低い注文については、特別な検査から除外されるであろう。しかし、VCCI は、この新政策は輸送支援や決済支援をも含む、オンライン注文の機能を有する商業プラットフォームにのみ適用されるものであるから、ソーシャルネットワーク上の e コマースでこの利便性の恩恵を受けることは難しい、と述べた。このことからみて、これらのプラットフォームは連携でき、また、情報を税関へ送信できるものである可能性がある。したがって、e-コマースに関する VCCI の調査は、e コマースにおいて、検閲と削除が必要なコンテンツに対し、明確な規則が求められている、と述べている。税務当局は、個人や組織がソーシャルネットワーク上で商品を販売するための明確で柔軟なメカニズムを構築する必要があり、同時に、e コマースでの商品の輸出入を促進するため、e コマース商品の通関手続に関する、従来とは別の規制を構築する必要もある。

(2021 年 4 月 1 日、ベトナム税関ニュース)

## [ベトナム]

～ベトナムは、世界の人工知能の発展と足並みをそろえて事を進める～

Vietnam works to keep pace with world's AI development

<https://english.haiquanonline.com.vn/vietnam-works-to-keep-pace-with-worlds-ai-development-17933.html>

ベトナムは、2030 年までに、人工知能 (AI) の研究、開発、応用で、ASEAN の 4 位以内、かつ、世界の 50 位以内に入るとの目標の実現に向けて事を進めている。この目標は、グエン・スアン・フック首相によって最近承認された、2030 年までの AI の研究、開発及び応用に関する国家戦略において定められた。この戦略は、ベトナムの重要な技術産業のひとつにするため、AI の研究、開発及び応用を強化

する目的を有する。先月、ハノイ工科大学 (Hanoi University of Science and Technology, HUST) は、韓国のネイバー株式会社(Naver Corporation)と協力し、国内の AI 研究ユニットと連携し、世界の産業界での AI を適用することを目標とする、国際 AI 研究センターの開所式を行なった。HUST と Naver Corporation は協力して、このセンターを運営し、AI のより綿密な研究と、AI に習熟した人材トレーニングを実施するこの AI センターの Ho Tu Bao 所長は、ベトナムは AI 研究において日本や米国のなどの先進国の後塵を拝してはいるが、その遅れは、ベトナムの才能ある人材のおかげで、縮小されるであろう、と述べた。2020 年の中頃に、ベトナムの先端技術企業である FPT Corporation とモンリオール学習アルゴリズム研究所(Montreal Institute for Learning Algorithms, Mila)は、ベトナムでの AI 応用を促進するための、2020 年から 2023 年までの戦略的協力協定に署名した。この協力協定は、Mila の経験に基づいた FPT 社の研究複合施設を建設するための戦略的コンサルテーションのための AI 技術研究開発、及び、AI 人材の研修と交流に重点を置いている。この FPT 研究複合施設が完成すれば、ベトナムの AI 研究が世界レベルとなるために目覚ましい貢献を果たすであろう。

(2021 年 4 月 5 日、ベトナム税関ニュース)

## [ベトナム]

### ～世界知的財産の日のためのキャンペーンが開催される～

Campaign to be held for World Intellectual Property Day

<https://en.vietnamplus.vn/campaign-to-be-held-for-world-intellectual-property-day/199660.vnp>

4 月 26 日の世界知的財産の日を記念するキャンペーンが、今年は“知的財産と小企業：大きなアイデアを市場へ”とのテーマにより、オンラインで開催される。ベトナム知的財産庁 (Intellectual Property Office of Viet Nam, IP Viet Nam) の長官によると、このキャンペーンは、コミュニティー、メディア、学校、及び企業を結ぶための幅広い活動を取り上げるもので、その活動には、作文コンテスト、知的財産情報を企業、芸術家、発明家、及びコミュニティーに伝えるためオンライン

会議及びフォーラムが含まれる。経済における中小企業の重要な役割と、中小企業が競争力と回復力を改善しより強くなるために、どのように知的財産権を活用することができるか、について紹介する、さまざまな書面のプロモーションが行われる。ソーシャルメディア利用者には、活動宣伝のために、ハッシュタグ#worldipdayの使用が推奨されている。写真コンテストや、特に学生を対象としたイベントも開催される。

(2021年4月6日、ベトナムニュースエージェンシー)

## [ベトナム]

～ベトナムは、今年、商品のトレーサビリティのための国家ポータルを設ける～

Vietnam will have national portal on product traceability this year

<https://english.haiquanonline.com.vn/vietnam-will-have-national-portal-on-product-traceability-this-year-17966.html>

科学技術省 (Ministry of Science and Technology, MOST) の標準・計量・品質総局 (Directorate for Standards, Metrology and Quality: STAMEQ) によると、製品や商品の原産地追跡のための国家ポータルが、今年の第4四半期から運営開始予定である。STAMEQの国立暗号・バーコードセンター (National Center for Code and Barcode) の Bui Ba Chinh 副所長は、このポータルの目標は、2025年までに全ての省庁及び分野の、トレーサビリティシステムを接続することを目的としており、接続されるトレーサビリティシステムには、商工業省 (Ministry of Industry and Trade, MoIT) の市場管理分野、税財務省 (Ministry of Finance) の税金分野および関税分野、及び、保健省 (Ministry of Health, MOH) の食品安全、医療機器、医薬品とワクチン分野が含まれている、と述べた。製品及び商品のトレーサビリティポータルは、消費者が製品について、明確な原産地を有し品質が保証されていることを知るための助けとなり、商業詐欺防止の点で、政府機関の支援ともなる。このポータルは、製造業者、包装業者、輸送業者、流通業者、小売業者、トレーサビリティソリューションプロバイダ、国の管理官庁などのサプライチェーンのすべての関係者が参加することにより、ベトナムのトレーサビリティシス

テムの中心的な役割を果たすものである。STAMEQ は、この国家ポータルに接続されている機関、組織及び企業のトレーサビリティシステムを確かなものとするための一連の基準を策定中である。加えて、国立暗号・バーコードセンターは、消費者がモバイル機器を使用して QR コードをスキャンすることにより、商品の履歴や流通経路を再確認できるようにした、一連のトレーサビリティアプリを投入している。とりわけ、ベトナム産果物の e コマースでの促進活動を支援する、Vietnam fruit map アプリは、果物の生産、価格動向、消費需要に関する全ての情報を更新しモニタするために開発された。

(2021 年 4 月 8 日、ベトナム税関ニュース)

## [ベトナム]

**～英国 PwC の調査は、ベトナムの家族経営事業が、成長見通しに楽観的であると伝える～**

Vietnamese family businesses optimism about growth prospects: PwC  
<https://english.haiquanonline.com.vn/vietnamese-family-businesses-optimism-about-growth-prospects-pwc-18008.html>

英国を拠点とし、監査サービスを提供する PricewaterhouseCoopers (PwC) は、将来の発展に楽観的な見通しを示しているベトナムの家族経営事業に関する最初の調査結果を発表した。

この調査は、PwC の第 10 回 PwC 国際家族経営事業調査の一部であり、87 カ国・地域の 2,801 名の家族経営事業リーダーの現在の考え方と将来の見通しを明らかにしたもので、2,801 人の内の 33 人はベトナム出身である。この調査によると、ベトナム家族経営事業の 65%が 2021 年の成長を予想し、75%が 2022 年の成長を予想しているとともに、33%の企業は、2022 年に高い成長を経験するであろうと考えていて、これは、調査を実施した地域及び世界全体の家族経営事業のいずれにおいてもより高い割合である。その一方で、ベトナム回答者の 55%は、新商品やサービスの紹介に重点を置いており、これに新技術の使用が 52%で続く。

(2021 年 4 月 13 日、ベトナム税関ニュース)

[ベトナム]

～チャム島のツバメの巣が地理的表示(GI)登録される／ツバメの巣“Cu Lao Cham -Hoi An”に対する地理的表示(GI)保護～

Cham Islands' bird's nest production get GI certification/GI protection of "Cu Lao Cham -Hoi An" for Bird nest

<https://en.vietnamplus.vn/cham-islands-birds-nest-products-get-gi-certification/200808.vnp>

GI protection of "Cu Lao Cham -Hoi An" for Bird nest

[http://www.noip.gov.vn/web/english/domestic-ip-activities/-/asset\\_publisher/ZMuTgR44COLR/content/geographical-indication-protection-of-cu-lao-cham-hoi-an-for-bird-nest](http://www.noip.gov.vn/web/english/domestic-ip-activities/-/asset_publisher/ZMuTgR44COLR/content/geographical-indication-protection-of-cu-lao-cham-hoi-an-for-bird-nest)

ベトナム知的財産庁 (Intellectual Property Office of Viet Nam, IP Viet Nam) は、4年間の準備の後、チャム諸島 (Cham Islands) のツバメの巣 (Bird's Nest) 商品に地理的表示 (GI) を認可した。この諸島を管轄するホイアン市人民委員会 (Hoi An city People's Committee) は、この商品は、毎年、市内の域内総生産 (Gross Regional Domestic Product) の20%に貢献していると述べた。科学技術省 (Ministry of Science and Technology, MOST) の報告書によると、チャム諸島のツバメの巣は、50%の蛋白質を含む、ベトナムの最高の品の一つとされている。報告書は、島の年間を通じて涼しい気候と保護された地形が、最高品質のツバメの巣を自然に生み出していることを明らかにした。GIの認定は、チャム諸島の商品ブランドを向上させ、カインホア省や、ビンディン省の商品との混同から保護するのに役立つ。現在、ツバメの巣 1キログラムあたりの価格は、1,000USドル～6,000USドルである。ホイアン市は、大量生産される工業製品より高級品生産を目指すため、島のツバメの巣の伝統的製法に焦点をあてている。

2020年11月23日に、ベトナム知的財産庁 (Intellectual Property Office of Viet Nam, IP Viet Nam) は、決定第4522/QD-SHTTにより、ホイアン市のツバメの巣である“Cu Lao Cham”に地理的表示(GI)登録証明第00091号を認可した。

ホイアン市人民委員会が、この GI の管理主体である。“Cu Lao Cham”とは、ベトナム語でチャム島を意味する。ツバメの巣収穫の専門職業は、文化・スポーツ・観光省（the Ministry of Culture, Sports and Tourism, MOCST）により、ベトナム無形文化遺産として認識されている。ホイアン市のツバメの巣である、“Cu Lao Cham”の名声と特性は、地形による自然の恵みのおかげである。島はほとんど、標高 70-200m の山地からなり、面積の 60-70%は森林で覆われている。島の東海岸は 30-60 度のごつごつした崖で、ツバメにとって天然のシェルターとなっている。島の年平均気温は 25.6℃で、日中及び夜間の気温差は 5-7℃である。島の年平均湿度は 83%で、乾季である 2月から 8月は 75%、雨季である 9月から 1月は 85%である。この湿度と気温が、ツバメにとって繁殖と巣作りに好適である。自然の要因を別にしても、ツバメの巣の収穫及び加工技術もまた、“Cu Lao Cham”の品質を保証するものである。収穫は、年 2回、4月中旬から 5月初めと、8月中旬から 9月初めに限られ、4-5日間連続して 9時から 15時の間に、巣や卵を壊さないよう行われる。この GI 認定の対象となる地域は、Lao 島、Kho Me 島、Kho Con 島、La 島、Dai 島、Mo 島、及び、Tai 島である。  
(2021 年 4月 29日、ベトナムニュースエージェンシー、2021 年 5月 7日、ベトナム知的財産庁ウェブサイト)

## [韓国]

### ～サムスン電子は、約 500 件の技術を国内の中小企業に移転する～

Samsung Electronics to transfer some 500 technologies to local SMEs

<https://www.nationthailand.com/international/40000652>

韓国産業通商資源部(Ministry of Trade, Industry and Energy, MOTIE)は金曜日に、サムスン電子が、特許権を取得した 505 件の技術を国内の中小企業と共有することとなる、と述べた。その技術リストは、213 件のモバイル技術、68 件の半導体技術、68 件のディスプレイ技術、45 件の情報通信技術と 31 件の医療機器技術、及びその他の技術から構成される。政府技術移転プログラムから利益を受けたいと望む中小企業は、6月 10日までに MOTIE、あるいは、韓国産業技術院 (Korea

Institute for Advancement of Technology, KIAT) を介して、申請書類を提出する必要がある。今年下半期に、韓国政府はポスコ、LS 産電、韓国水力原子力 (Korea Hydro & Nuclear Power, KHNP) と韓国水資源公社 (Korea Water Resources Corporation, K-Water) を含むその他の産業リーダーとの協力も計画している。

(2021 年 5 月 9 日、タイネーション)

## [欧州]

### ～欧州連合(EU)はワクチンに対する知的財産一時放棄を採用しない～

EU fails to embrace IP waiver for vaccines

<http://www.chinadaily.com.cn/a/202105/10/WS609861e5a31024ad0babc2.html>

欧州連合(EU)は米国が求める、新型コロナワクチンウイルスに対する知的財産権一時放棄を批判しており、ワシントンに対し、世界の最貧困の人々の接種へのよりよいアクセスへの保証に別の方法をとるよう主張した。ドイツのメルケル首相は、先週の米大統領の驚くべき要求は、ピントがずれている、と述べた。フィナンシャルタイムズ紙は、土曜の EU サミット後のメルケル首相の発言として、特許の一時放棄は、より多くの人々にワクチンを供給するための解決であるとは思えないと述べた、と報じている。メルケル首相は、世界中のより多くの製造者に対し、ワクチン製造のためのライセンスを許諾されることを、米国は保証すべきであると述べた。メルケル首相は、欧州はそのワクチン製造の大部分を世界の他地域に輸出している、と述べて、米国の輸出している量は非常に少ないとの事実をほのめかした。欧州理事会(European Council : EC)によると、欧州は今までに新型コロナウイルスワクチン 2 億回接種分を輸出しており、この量は欧州域内で供給された合計接種分にほぼ等しい量である、と述べた。この知的財産権一時放棄はもともと南アフリカとインドによって提案され、世界保健機関(WHO)により支持されているものである。シャルル・ミシェル欧州理事会議長は、米国の提案は、「魔法の弾丸」ではない、と主張した。専門家は、米国の知的財産権一時放棄という要求は、欧州に驚きを持って迎えられ、ワクチンを市場に供給している大手企業のひとつであり、

欧州は、欧州域内の企業であるバイオンテック(BioNtech)とともに、米国のワクチン輸出の増大が最良の解決策であると述べている。フィナンシャルタイムズ紙は、フランスのマクロン大統領の発言として、米国に対し、ワクチンのみならず、その材料の禁輸解除を明確に求めると述べた、と報じている。

(2021年5月10日、チャイナデイリー)

[米国]

～米国は新型コロナワクチン生産増強と知的財産権一時放棄の提案を支持するであろう～

U.S. will back proposal to waive intellectual property rights and boost Covid-19 vaccine production

<https://www.statnews.com/pharmalot/2021/05/05/biden-covid19-vaccine-patent-rights/>

新型コロナウイルスパンデミックと戦うための重大な動きとして、米国政府は、死に物狂いに投与量が必要とされているワクチンの世界での供給量を増大させるため、ワクチンに関する知的財産権の一時放棄という、議論を呼んでいる提案への指示に同意した。この提案は、世界貿易機関(World Trade Organization : WTO)において南アフリカとインドが以前提案し、特許、産業衣装、著作権および商業秘密の保護について対象としたものである。結局のところ、一時放棄により、強制実施権を許諾している国々は製造者に対しワクチンの輸出を許諾しやすくなるものである。米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) キャサリン・タイ(Katherine Tai)代表は声明を発表し、現在、世界の健康は危機に瀕しており、新型コロナウイルスパンデミックの異常な環境に対しては、特別な政策が求められていることから、米国政府は知的財産保護を非常に重視しているが、このパンデミックを終わらせるために力を尽くすべく、新型コロナウイルスワクチンに対する知的財産保護の一時放棄を支持する、と述べた。100カ国を上回る中・低所得国がワクチン生産を急ぎ拡大するための方法を見出したとして支持した WTO での提案の後、数ヶ月間の実りのない討議の後に、このバイデン政権に

よる決定がもたらされた。現在の国際貿易法における除外規定は、簡単に、あるいは、早くワクチンを再生産すること、あるいは、ワクチン製造能力のない他の低所得国にワクチンを頒布することを認めていない。しかしながら、この提案は、知的財産はより広いアクセスに対する障壁ではないと主張する医薬品業界、そして米国を含む先進国からの猛烈な反発を引き起こした。アクセス問題については、昨年世界保健機構(World Health Organization : WHO)が組織した COVAX プログラムが 92 カ国に対するアクセスを整えているが、これはそれら 92 カ国の人口の約 20%をカバーしているにすぎない。特に、変異種が定着した場合、新型コロナウイルスワクチン撲滅に対する無力は、世界経済回復を妨げかねない。国際商工会議所研究財団(International Chamber of Commerce Research Foundation)は、各国政府が開発途上国の新型コロナウイルスワクチンに対するアクセス保証に失敗した場合、世界経済は 92 兆ドルを失いかねない、と警告した。米国研究製薬工業協会(Pharmaceutical Research and Manufacturers of America: PhRMA)の Stephen Uhl 会長は、破壊的なパンデミックの最中に、バイデン政権は、安全への歩み寄りとパンデミックへの我々の世界的対応を損ないかねない、前例のない一歩を採用している、として、この決定は官民双方のパートナーの間に混乱を振りまき、すでに過大な負担がかかっているサプライチェーンをさらに弱めて、偽造ワクチンの拡散を助長しかねない、と述べた。Uhl 会長は、長年にわたる米国政策におけるこの変更は、生命を救わないであろう、と述べて、また、この政策変更は、バイオ医学分野における発見という米国のリーダーシップを損なうことを目論んでいる国々に対し、米国のイノベーションを手渡すものであって、米国のインフラを作り上げ働き口を創出するというバイデン大統領が述べた政策に真っ向から反対するものである、と述べた。Uhl 会長は、この決定は、ラストマイルにおける頒布や原材料の限られた入手可能性を含む、現実の課題に対しより刺激となる何物ももたらすものではなく、我々が直面している現実の課題は、この空虚な約束により無視された、と述べた。今週初めに、上院・下院の何ダースもの民主党議員が、様々な主張を伴った支持団体を引き連れて、ホワイトハウスにこの一歩を踏み出すようせき立てた。実際のところ、USTR 代表のタイ氏は、パンデミックとの戦いを邪魔する

恐れのある政権の役職者に対する批判に応えて、様々な支持団体との会合をこの1ヶ月ほど行っていた。テキサス州選出の民主党下院議員であり、下院立法委員会保健小委員会委員長を務めるロイド・ドグット(Lloyd Dogget)議員は、致命的な世界的ワクチン不足を終了させるための最良の方法を認識すれば、より多くの生産者がワクチンを製造できるようになり、この特許権の一時放棄は生命を救うものである、と述べて、この一時放棄により我々は、市民の税金とともに大々的に開発された、ワクチンの製法を共有でき、また、アメリカの製造者には妥当なロイヤリティーを保証できる、と述べた。しかしながら、タイ氏が強調するように、この提案がWTOで可決される保証はない。単に米国が反対しているただ1カ国、ということではなく、英国、日本、スイスや欧州連合(EU)を含む先進国も、この政策に抵抗している。実現は、バイデン政権が他国を説得できるかどうかにかかっている。一時放棄を認める決定は、来月まで期待できない。

(2021年5月5日、スタット・ニュース)

[米国]

～バイデン政権はワクチン特許保護の一時放棄を明言する～

Biden administration commits to waiving vaccine patent protections

<https://www.nationthailand.com/international/40000570>

米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) キャサリン・タイ(Katherine Tai)代表は水曜日に、バイデン政権はコロナウイルスワクチンに対する知的財産保護の一時棚上げを支援し、それら一時放棄に対する国際討議を進める、と述べた。タイ氏は、これは世界的な保健の危機であり、新型コロナウイルスのパンデミック下の異常な環境は、特別な政策を求めている、として、バイデン政権は知的財産保護を非常に重要に考えているが、このパンデミックを終結させるために、新型コロナウイルスワクチンのための知的財産保護の一時放棄を支援する、との声明を発表した。米国は、2020年10月にインドおよび南アフリカ政府より持ち出されたこの提案について、交渉を妨げることを支援していた。医薬品産業は、何十億ものワクチンを早く製造しようとする医薬品企業の努力を踏み

にじるものであると主張して、この提案に反対している。何ダースもの開発途上国が、十分な量のワクチンのために数ヶ月あるいは数年待つよりは、早く独自のジェネリックワクチンを製造することを認めるようにと主張して、この提案を支持している。米国内におけるコロナウイルスへの反応に注目したあるホワイトハウス職員は、ワクチン保護の一時放棄は、世界での製造を混乱させるおそれのある、成分に対する新たな競争を誘発しかねない、との懸念を表明している。医薬品企業もまた、企業のワクチンの製造能力に重大な影響を与え、また、米国内の雇用を国外に移すものであるとして、この問題に猛烈に反対している。進歩派は、パンデミックとの戦いに向けた画期的な一歩としてこの動きを歓迎した。

(2021年5月6日、タイネーション)

## [世界]

### ～新型コロナウイルスの知的財産権の共有～

Share the IP rights on Covid-19

<https://www.bangkokpost.com/opinion/opinion/2111079/share-the-ip-rights-on-covid-19>

(S&I注：コロンビア大学ジェフリー・サックス(Jeffrey D Sachs)教授による。教授は、コロンビア大学持続的な開発センター(Center for Sustainable Development at Columbia University)所長、国連持続可能な開発ソリューション・ネットワーク委員長(President of the UN Sustainable Development Solutions Network)を務めている。)

南アフリカ、インド及び何ダースもの他の開発途上国が、新型コロナウイルスと戦うために世界中でワクチン生産を急ぐよう、知的財産権の一時放棄を目的として、ワクチン特許を含む知的財産権を求めている。これらの国々は完全に正しい。新型コロナウイルスと戦うための知的財産は一時放棄されるべきであり、本当に、科学者、記号、国々の間で積極的に共有されるべきである。医薬品産業と米国、英国とともに欧州委員会を含むいくつかのワクチン生産国は、知的財産権の一時放棄に抵抗しているが、150名の大衆指導者と専門家が一時放棄を支援して米国バイデン

大統領に公開書簡を送っている。どちらが正しいかは議論を待つまでもない。知的財産の一時放棄あるいは同等の行為は、現実的で、緊急に必要であり、道義上も避けられないものとなっている。一般原則として、知的財産は新型コロナウイルスや、その他の公衆衛生の緊急事態と叩くための生産拡大の妨げとなってはならない。我々はワクチン、テストキット、その他必要な物品の生産を行うより多くの国々を必要としている。知的財産に関連する遅延は、より多くの新型コロナウイルスによる死者と、すでにワクチン接種を受けた人々への感染をも起こし得る、世界人口全体に対し拡大し得るより多くのウイルス変異体が生ずることを意味する。医薬品企業は、知的財産の一時放棄に対する反対を、中国とロシアが mRNA ワクチン生産のノウハウを得ることを防ぐためと主張し、地政学的理由に変更しようとしてさえしているが、この主張は不道徳であり、本当のところ殺人行為的でさえあり得る。この知的財産一時放棄への反対が中国及びロシアでの効果のあるワクチンの生産を遅延させれば、それは直接、欧米人やその他の人々を直接危険に晒すものである。最良の状況下においては、知的財産はコストとベネフィットのバランスを取る行為を含んでいる。この破壊的なパンデミック下においては、選択は明快であり、我々はパンデミックを終わらせるため、生命を救う物品の供給増のために特許権を一時放棄すべきである。関連する国際法として、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(Trade Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPS)は、強制実施権に訴えることによる、公衆衛生上の緊急事態の際に知的財産を無効にするための政府の権利と臨時の必要性を認識しており、これは 2001 年に国内使用のための生産の場合として合意され、2005 年に、生産能力を有さない国に対する輸出のための生産をカバーするよう拡張された。新型コロナウイルスワクチン開発能力を有すると目される、ブラジル、中国、インド、ロシア及び南アフリカであってさえも、特許権者が所在する米国あるいは他の国々による報復に対する恐怖から、強制実施権発動を嫌がっている。提案されている一般的な知的財産の一時放棄は、強制実施権発動による各国の恐怖に打ち勝ち、強制実施権を用いるにあたっての過度な官僚主義による障害を解決し得る。知的財産の一時放棄は、注意深く設計されて対象を絞り込まねばならない。それでも、特許権者は、自身の知的財産の好結果の使用に

対する妥当な金額での補償を受けるべきである。一時放棄は新型コロナウイルスに限定されなければならない、他の用途に自動的に拡張すべきではない。そして、あくまで一時的なものとし、例えば5年間とすべきである。医薬品産業は、知的財産の一時放棄は、将来の薬品開発に対する資金上のインセンティブと正当な権利を有する利益を奪うものであると主張する。そのような主張は、きわめて誇張されたものであり、道理を超えた貪欲さを反映するものである。各社が保持する知的財産は、主に各社のイノベーションの結果によるものではなく、米国政府、特に国立衛生研究所(national Institute of health) によって資金援助された学術研究に負うところが大きい。新型コロナウイルスの発生以降、米国政府はモデルナに少なくとも9億5,500万ドル以上を供与しており、バイオンテック-ファイザーにも資金供与している。最近までの米国政府の新型コロナワクチン早期開発への支援は、合計約100億ドルを上回る。各企業は民間投資を仰いで、製造能力構築や最終段階の研究、治験などを行っており、それらは確かに非常に重要な役割である。民間投資家はリスクを考慮し算盤を弾いて投資を行ったが、それはかけがえのないパートナーである米国政府とともに行ったものである。民間投資家は確実に巨額のリターンを得るであろうし、であるからこそ、この段階では知的財産を広く共有する必要性を認識して、自身の貪婪さを抑えるべきである。MRNA ワクチン及びその他の知的財産の利益は、これ以上遅れることなく入手可能とされるべきであり、ノウハウもできる限り広くかつ素早く共有されるべきである。

(2021年5月6日、バンコクポスト)